

湯川村複合施設建設委員会設置要綱

(令和6年10月15日湯川村告示第66号)

(目的)

第1条 この要綱は、湯川村複合施設建設基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、基本構想及び提言書を踏まえて、庁内の意見を取りまとめ、基本計画に反映させることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画策定業務に関すること
- (2) その他湯川村複合施設建設に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 湯川村副村長
- (2) 湯川村教育委員会教育長
- (3) 湯川村教育委員会社会教育課長を除く課長職6名

2 委員会に次のとおり役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

3 委員長には副村長があたり、副委員長は委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から「湯川村複合施設建設基本計画」が策定されるまでとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を社会教育課内に置く。

2 事務局内には、事務局長、事務局員を置く。

3 事務局長は湯川村教育委員会社会教育課長があたり、委員長及び副委員長を補佐し、委員会の運営に関する必要な事項を果たすため、事務を総括する。

4 事務局員は総務課政策財務係及び社会教育課社会教育係の職員があたる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の進行は事務局長が行い、委員長が議長となる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、湯川村複合施設建設基本計画書が策定された日の属する年度の末日限り、その効力を失う。